

●香川県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年1月25日から同年2月15日まで一般の縦覧に供する。

平成20年1月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 白鳥引田線（40号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市西山字道下922番1 地先から 東かがわ市東山字東円坊1427番 3地先まで	11.5~19.0	230	平成14年香川県告示第242号 で変更した区域の一部及び平 成18年香川県告示第422号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成20年1月25日